

# 茨城県物資流通調査

## 【 製造業調査票 】 記入の手引

### 《調査の概要》

#### 1. 調査の目的

茨城県物資流通調査（製造業調査）は、経済産業省が作成する「平成17年地域産業連関表」及び茨城県が作成する「平成17年茨城県産業連関表」作成のための基礎資料として、**県内外における製造業製品の流通状況の把握を目的**としています。

#### 2. 調査の対象

付表「茨城県物資流通調査品目表」に掲げる品目を生産している事業所の中から、県内シェア8割を占める事業所を対象に選定しています。

#### 3. 調査事項

- (1) 製造品の受入額、生産額、自工場消費額、国内向け出荷額及び輸出向け出荷額、製品在庫の増減
- (2) 製造品の消費地域別出荷内訳

#### 4. 提出期限

同封した返信用封筒により、**平成18年7月31日（月）まで**に回答方宜しく願います。

期限内に提出が確認できない時は、貴事業所あてに督促・照会等をさせていただきます場合がありますので、予め御了承下さい。

#### 5. 提出部数

調査票様式は、1事業所につき3枚送付しています。そのうち、**提出用**を提出し、**控え用**を事業所控えとして下さい。もう1枚は**予備用**です。

#### 6. 提出先・照会先

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6  
茨城県 企画部 統計課 企画分析グループ 物資流通調査担当  
TEL: 029-301-2642 (直通)  
FAX: 029-301-2669

## 《記入の前に》

### ～ 守秘義務について～

- 提出していただいた調査票は、「**地域産業連関表**」及び「**茨城県産業連関表**」作成以外には使用いたしません。徴税その他、貴事業所の利害に関することに利用したり、また、報告内容を他に漏らすこともありませんので、可能な限り、事業実態を正確に記載して下さい。

### ～ 調査対象について～

- この調査は、個々の事業所を対象にしていますので、貴事業所**単体での内容を記入**（**関連の本社、支社、その他の事業所（元請・下請事業所・委託加工業者等）の分は含めない**）して下さい。
- 調査事項の中には、貴事業所では把握が困難な項目もあるかと思いますが、本社等と連携のうえ、可能な限り記入するよう努めて下さい。
- この調査は、対象年である**平成17年（年度ではなく暦年）**の、貴事業所における**年間実績について調査**するものです。よって、平成17年1月1日～平成17年12月31日までの1年分について記載して下さい。
- よって、平成17年中に事業実績がある場合は、次のような場合も調査対象となりますので御留意下さい。  
なお、このような場合には、備考欄に「平成17年△月社名変更」や「平成17年△月閉鎖」等と付記して下さい。

①平成17年4月からBに**社名変更**し、A会社の事業を引き継いだ

⇒A会社の、平成17年1月～ 3月の実績を記入

B会社の、平成17年4月～12月の実績を記入

②平成17年5月末にC工場を**閉鎖（廃業・休止）**した

⇒C工場の、平成17年1月～ 5月の実績を記入

③平成17年6月末にD会社とE会社が**合併**してF会社になった

⇒D会社の、平成17年1月～ 6月の実績を記入

E会社の、平成17年1月～ 6月の実績を記入

F会社の、平成17年7月～12月の実績を記入

- ④平成17年7月末にG工場は閉鎖され、調査票は同企業系列のH工場へ**転送**された  
⇒G工場の、平成17年1月～7月の実績を記入  
\*H工場で、G工場の実績が不明の場合は、本社等へ照会・転送して下さい。  
\*H工場が、G工場の事業を引き継いでいなければ、平成17年8～12月分について、H工場の実績を御報告いただく必要はありません。
- ⑤平成17年8月末にI会社は**県外へ移転**した  
⇒I会社の、平成17年1月～8月の実績を記入  
\*平成17年9～12月分のI会社の実績については、転出先の都道府県より別途調査票を送付させていただきます。
- ⑥平成17年9月末にJ工場はK工場とL工場に**分割**された(K・Lとも県内に所在)  
⇒J工場の、平成17年1月～9月の実績を記入  
K工場の、平成17年10月～12月の実績を記入  
L工場の、平成17年10月～12月の実績を記入  
\*分割後の工場が県外に設立された場合は、上記⑤と同様に取扱います。
- ⑦M会社では、平成17年10月以降、工場機能を全く無くし、**物流センター**的業務のみ行っている  
⇒M会社の、平成17年1月～9月の実績を記入  
\*製造業としての実績がない平成17年10月～12月分については、報告していただくことなく結構です。
- 原則として、暦年での記載をお願いしていますが、決算期の関係等により暦年での把握が困難な場合は、貴事業所で把握可能な期間で記入していただいて結構です。  
なお、**暦年以外の期間で記入した場合は、調査票右下の「記入した決算期等の期間」欄に当該期間を明記**して下さい。

### ～調査票について～

- 調査票は下のとおり**3枚送付**してあります。  
不足の場合は、追加で送付させていただきますので御連絡下さい。  
もし、対応いただけるのであれば、コピーして使用していただいても結構です。
- ①提出用…返信用封筒により、県統計課へ提出して下さい。
- ②控え用…①と同内容を記入のうえ、貴事業所で控えとして保管して下さい。  
※提出をいただいた後、内容について照会させていただくことがありますので、必ず控えをお取り下さい。
- ③予備用…指定品目の大幅な訂正・追加がある場合や、年途中の事業所組織の再編等により、複数枚調査票を作成しなければならない場合等にお使い下さい。  
※未使用の場合、返送は不要です。

## ～印字項目について～

- 調査票（提出用・控え用）には、「平成16年事業所・企業統計調査」及び「平成16年工業統計調査」を元にして、貴事業所の①事業所データ（「企業及び事業所名」，「事業所所在地」）及び②製造品データ（「指定品目名」，「品目コード」）を印字してあります。

当該印字データが、貴事業所の調査対象年（平成17年）の状況として正しいかどうかを確認して下さい。

①事業所データが相違している場合には、上書き等により訂正をお願いします。

②製造品データが相違している場合には、次のように対応をお願いします。

◆平成17年中に、**印字された品目を製造していない場合**

⇒品目名に×を付け、調査項目には記入不要

◆平成17年中に、**印字された品目以外にも製造**している品目がある場合

⇒自工場で生産している品目を空欄に追加して、調査項目を記入

\*生産品目が6品目を超える場合は、予備用の調査票を使用して下さい。

それでも書ききれない場合は、必要枚数を送付いたしますので、御連絡をお願いいたします。

（予備用の調査票をコピーして使用していただいても結構です）

\*調査票が複数枚になる場合は、調査票の右上部分に、「△枚中△枚目」と記入して下さい。

## ～指定品目の訂正・追加について～

- 指定品目及び品目コードの訂正・追加の際は、付表「茨城県物資流通調査品目表」を参照して下さい。

（例1）ハムを製造している場合

「品目例示」 … ハム，ベーコン，ソーセージ，混合製品，ハンバーグ，焼き豚等

↓

「指定品目名」… 肉加工品（品目コード006）

（例2）松葉杖と義眼を製造している場合

「品目例示」 … 保育器，義眼，義歯，松葉杖，縫合糸，聴診器，注射器具等

↓

↓

「指定品目名」… 医療用機械器具（品目コード307）

\*複数の製品を製造している場合も、それらの製品が同一の指定品目の例示にあたるものであれば、1つの指定品目としてまとめて記入して下さい。

(例3) 絹の呉服帯を製造している工場で、完成品と仕上前品とを出荷している場合

▼完成品の帯

「品目例示」 …既製和服・帯・ショール，背広服上下衣，制服，寝着類等



「指定品目名」… 織物製衣服（品目コード057）

▼仕上前品の帯

「品目例示」 … 絹織物，絹紡績物，人絹織物，合成繊維長繊維織物等



「指定品目名」… 絹・人絹織物（品目コード049）

\*上記例のように、完成品と中間製品とで、指定品目名が異なる場合がありますので、品目例示を十分御確認下さい。

(例4) 陳列ケースの設計・製造と併せて、店舗の内装工事も行っている場合

「品目例示」 … 机，いす，戸棚，事務所用・店舗用装備品，窓用・扉用日よけ等



「指定品目名」…金属製家具・装備品（品目コード069）

\*陳列ケースは、指定品目なので調査対象となりますが、内装工事については、調査対象外なので記入は不要です。

(例5) 製造過程で生じる屑・副産物を回収し、出荷している場合

⇒スクラップ（鉄屑，金属屑，プラスチック屑等）として出荷される場合は、品目表に該当する指定品目がないため、記入する必要はありません。

- 同一品目でも**型違い等で区別**している場合は、同一の「指定品目」「品目コード」を用いて、それぞれ記入して下さい。

### ～従業員数について～

- 企業全体分も当該事業所分も、調査期間の末日現在における従業員数を記入して下さい。
- 「従業員数（企業全体）」が、当該事業所で不明の場合には、お手数ですが本社等に確認のうえ、記入をお願いいたします。  
\*調査期間末日現在での人数把握が困難な場合は、「企業概要」等に記載されている概ねの従業員数で結構です。
- 「従業員数（当該事業所）」には、**実際に生産及び管理その他の業務に常時従事する**従業員の数を記入して下さい。よって、実際に業務に常時従事しているパート・アルバイト・派遣社員等はこれに含まれます。

\*なお、具体的な従業者の定義は、下の（１）常用労働者と（２）個人事業主及び無給家族従業者を合計した人数となります。

（１）常用労働者

- ① 期間を決めず，又は1ヶ月を超える期間を決めて雇われている者
- ② 日々又は1ヶ月以内の期間を限って雇われた者のうち，その月とその前月にそれぞれ18日以上雇われた者
- ③ 人材派遣会社からの派遣従業者，親企業からの出向従事者などで，上記①②に該当する者
- ④ 重役，理事等の役員のうち，常時勤務して毎月給与の支払いを受けている者
- ⑤ 事業主の家族で，その事業所に働いている者のうち，常時勤務して毎月給与の支払いを受けている者

（２）個人事業主及び無給家族従業者

- ① 業務に従事している個人事業主（実務に携わっていない者は除く）
- ② 個人事業主の家族で無報酬で常時就業している者（手伝い程度の者は除く）

～本票作成担当者について～

- 後日，提出いただいた調査票の内容について照会させていただくことがありますので，「本票作成担当者(所属部・課名，職・氏名，電話番号)」は，必ず記入して下さい。

## 《調査項目別注意事項》

### 1. 製造品受払（年間）

いずれの項目も可能な限り、数量×生産者販売価格\* で計算して下さい。

\* 生産者販売価格とは、消費者が店頭で手にする時の「購入者価格」ではなく、**消費税抜きの生産者の蔵出し価格（単価）に、荷造料（包装または梱包して出荷する製品の包装費・梱包費）を含めたもの**を指します。

この調査では、通常は蔵出し価格(国内向け)に含まれる消費税を、貴事業所の蔵出し価格から可能な限り差し引いて「生産者販売価格」とし、計算して下さい。

※ 蔵出し価格とは、企業の販売価格から積込料、運賃、保険料及びその他の諸掛（積下し料、倉庫料、港湾運送料、船積料など）を除き、内国消費税（酒税、たばこ税、揮発油税、地方道路税、石油ガス税、石油石炭税と、通常の消費税）を含めたものです。

※ 一般的に蔵出し価格には通常の消費税も含まれますが、この調査では、内国消費税のうち、**通常の消費税のみを差し引いた価格として下さい。**

#### (1) 製品受入額（101）

貴事業所の「指定品目」及び「調査票に印字されていないが製造している製品」と同種の製品で、①輸入品及び②同一企業内の他工場や下請系列から受入したもの、③他企業から購入したもの（いずれも**原材料ではなく、同種の製品**で貴事業所製ではないもの）を、**加工せずにそのまま出荷する場合は**、ここに記入して下さい。

具体的には、下のような場合が想定されます。

貴事業所の指定品目と同種の製品を、

- ①国外から輸入し、加工せずにそのまま出荷している場合
- ②同一企業内の他工場や下請系列から受け入れ、検査やパッケージングのみ行い出荷している場合
- ③OEM\*生産によって、他企業から購入し、加工せず出荷している場合

\*OEM: Original Equipment Manufacturer (ing)

他社ブランドの製品を製造すること、又は製造する企業

よって、この欄は、貴事業所での**生産に必要な原材料の輸入・購入額を記入する欄ではありません**ので御注意下さい。

また、記入していただくのは、貴事業所が製造している指定品目と**同種の製品を受け入れている場合のみ**です。

そのまま出荷している製品が、貴事業所で製造している指定品目と同種ではない場合には、記入の必要はありません。

なお、金額積算の際は、

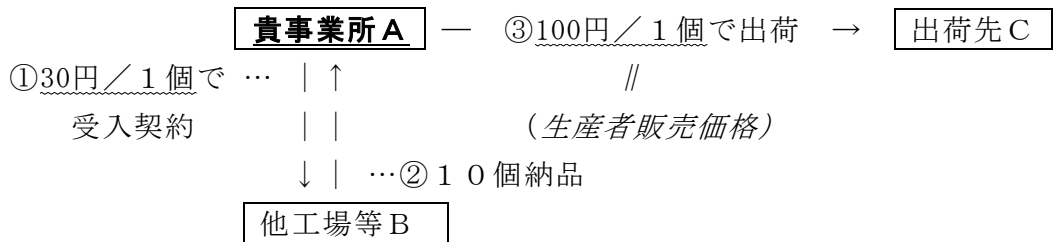
**製品受入額 = 受入(購入)数量 × 生産者販売価格** で計算して下さい。

\* 製品受入時の契約金額ではありませんので、御注意下さい。

下図1の場合、

A社の製品受入額は、@100円×10個=1,000円となります。

(図1)

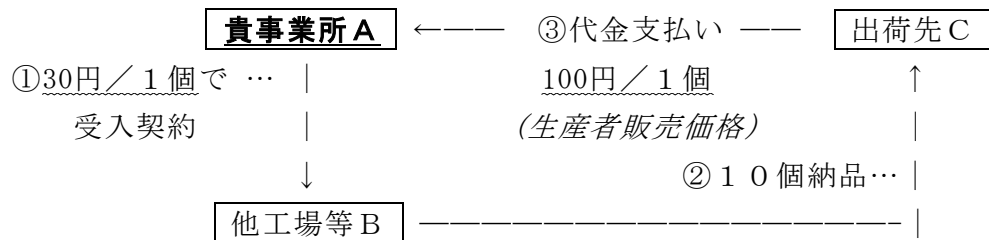


\* 下図2のように、他工場等Bから直接顧客に出荷される場合であっても、A社は「製品受入額」欄に記入する必要があります。

下図2の場合も、

A社の製品受入額は、@100円×10個=1,000円となります。

(図2)



## (2) 生産額 (102)

① 「指定品目名」欄の品目について、貴事業所内で消費したもの（下記(3)参照）も含めて、年間の生産額を記入して下さい。

但し、受入した製品（上記(1)参照）はここに含めないで下さい。

金額積算の際は、

**生産額 = 生産数量 × 生産者販売価格** で計算して下さい。

② 貴事業所が他に委託して生産させた製品は、これを実際に生産した受託者の側で生産に計上しますので、貴事業所の生産には含めないで下さい。

\* 例えば、OEM生産による供給を受けた製品を、加工せずにそのまま出荷した場合には、「生産額」には含めず「製品受入額」欄に記入することになります。

③ ②とは逆に、貴事業所が他から受託して生産した製品は、受託者である貴事業所の生産として計上します。



その際、生産額は下請加工賃ではなく、①の方法により計算した額を記入して下さい。

よって、下例1の場合、

受託者Bの生産額は、 $@100円 \times 2個 = 200円$  となります。

(例1) 

委託者A	—	<u>100円/1個</u> で出荷	→	販売先C
<u>3円/1個</u> で…	↑	//		
加工委託		(生産者販売価格)		
//	↓	… 1個納品		
(加工賃)	受託者B	… 2個加工 (うち1個は在庫)		

また、委託者の製造する製品の一部(部品)を受託生産・加工している場合は、**生産者販売価格のうち、その部品の価値に相当する金額**を委託者に問い合わせる必要があります。

下例2の場合であれば、

受託者Eの生産額は、 $@100円 \times 2個 = 200円$  となります。

(例2) (生産者販売価格)

(例2) 

委託者D	—	<u>10,000円/1個</u> で出荷	→	販売先F
<u>30円/1個</u> で…	↑	*	うち、部品の生産者販売価格は	
部品製造を発注		<u>100円/1個</u> に相当		
//	↓	… 1個納品		
(下請賃)	受託者E	… 2個生産 (うち1個は在庫)		

部品価値相当額については、委託者側と協議し、適切な評価基準を設けて記入して下さい。業界での一般的な相場価格や、按分算出等、委託者と協議のうえで設定していただければ結構です。

- ④ 調査対象期間である1年分の生産実績を記入して下さい。**製造が数年にまたがる場合には、当該期間中に進捗した分について御記入下さい。**

(例1) 下の計画で鋼船を製造している場合

製造期間…H16.7.1~H20.12.31 引渡し予定時期…H21.1.1

⇒生産額：H17.1.1~H17.12.31進捗分

\*因みに、この例では、出荷額は「0」、在庫は「有」となる。

(例2) 下の計画で鋼船を製造している場合

製造期間…H15.7.1~H17.8.31 引渡し時期…H17.12.31

⇒生産額：H17.1.1~H17.8.31進捗分

\*因みに、この例では、出荷額は「出荷額」、在庫は「無」となる。

- ⑤ **国外や県外で生産された製品は含めない**で下さい。

本調査の対象は、平成17年中に、茨城県内の事業所において生産された製造品ですので、記入の際は御留意下さい。

### (3) 自工場消費額 (103)

貴事業所で生産した製品のうち、同所内で別の製品の生産原材料として消費したもの、研究開発等に使用したもの（いずれも貴事業所製品の貴事業所内使用）を記入して下さい。

但し、購入した原材料はここに含めないで下さい。

\*下表例参照

\*例えば、豚肉加工工場で、年間に生産した自工場製の豚肉(枝肉) 4億円のうち、

- ・ 4千万円分を原材料として使用(消費)してハム(肉加工品)を
- ・ 1千万円分を原材料として使用(消費)して冷凍食品(冷凍調理食品)を生産する場合、

豚肉の「自工場消費額」欄に、5千万円(単位は千円なので50,000)と記入する。

#### 1. 製造品受払欄 (年間)

		指定品目名	品目 1	品目 2	品目 3	品目 4
			豚肉(枝肉)	肉加工品	冷凍調理食品	
製造品受払	品目コード		002	006	033	
製品受入額	101		千円	千円	千円	
自工場	生産額	102	400,000 千円	130,000 千円	70,000 千円	
	自工場消費額	103	50,000 千円	千円	千円	

金額積算の際は、

**自工場消費額 = 消費数量 × 生産者販売価格** で計算して下さい。

よって、当該事業所で生産した製品の全てを、全量同一事業所で使用する場合は、「生産額」と「自工場消費額」欄の双方にq、同額を記入することになります。

また、ここでいう「消費」とは、当該事業所で製造した製品を、同一所内で別の製品の生産原材料として使用した場合をいうので、下例のような場合、自工場消費としないよう御注意下さい。

(例) 菓子を製造している工場が、他社へ卸す以外に、工場併設の喫茶店で菓子を販売している場合、喫茶店において消費者が購入(飲食)した菓子分

——→ ①卸・小売業者等へ出荷

菓子工場 — |

——→ ②工場に併設した喫茶店で直売

\*この場合は、①他社への卸した分も、②喫茶店での販売分も併せて「出荷額」へ記入します。

#### (4) 出荷額 (104・105)

**貴事業所で生産した製品**（輸入品及び同一企業内の他工場や下請系列からの受入、他企業からの購入は含みません）のうち、**貴事業所から外に搬出したものを**、下記①～②の区分で記入して下さい。

##### ①国内向け (104)

国内向け出荷額（下記②に該当するもの以外）を全て記入して下さい。  
金額積算の際は、

**出荷額 = 出荷数量 × 生産者販売価格** で計算して下さい。

##### ②輸出向け (105)

貴事業所から直接又は輸出商社等を通じて輸出したもの、あるいは輸出用として商社等へ販売したものを記入して下さい。  
金額積算の際は、

**輸出額 = 輸出数量 × 生産者販売価格** で計算して下さい。

#### (5) 製品在庫\*の増減 (106)

\* 製品在庫とは、貴事業所で生産した製品で、かつ自工場消費向け、又は他へ引き渡す目的で所有している製品の在庫を指します。

したがって、**同一企業内の他工場や下請系列からの受入品、他企業から購入した製品等の在庫や、原材料在庫、半製品・仕掛品在庫は含みません。**

よって、

■在庫の増減が無い品目の場合は、

**生産額 (102) = 自工場消費額 (103) + 出荷額 (104・105)** となりますが、  
在庫の増減が有る品目では、この等式は成立しません。

また、在庫の増減が有る品目では、一般的に

■在庫積み増しの場合は、

**生産額 (102) > 自工場消費額 (103) + 出荷額 (104・105)** となり、

■在庫取り崩しの場合は、

**生産額 (102) < 自工場消費額 (103) + 出荷額 (104・105)** となります。

製品在庫の増減は以下の基準により判断し、該当項目を○で囲んで下さい。

○ 調査対象期間の開始時点(通常は年初)と終了時点(通常は年末)の在庫量を比較し、

・増減に大きく差がある場合は、在庫「有」とし

・在庫は存在していても、年間の在庫量の増減が少ない場合は在庫「無」として下さい。

例えば、年間で常に一定の在庫を保有している場合や、在庫量が調査期間中に日・月・季節ごと等に変動しても、開始時点と終了時点でみると大きな差がない場合等は、在庫「無」に該当します。

○ 生産後に即出荷される場合や、次の工程の原材料として消費される場合は、在庫「無」として下さい。

## (6) 消費税の扱い (107)

金額に、消費税が含まれているかどうかを必ず明示(○で囲む)して下さい。

なお、可能な限り消費税抜きで記入して下さい。

## 2. 消費地域別出荷内訳

(1) この表では、貴事業所から国内に出荷される製品が、どの地域の企業や消費者に出荷されたか(消費地域)について記入していただきます。

国内向け出荷額(104)を100.0%として、都道府県別の出荷先内訳(小数点以下1桁まで)を記入して下さい。

(例) 肉加工品の国内出荷額1,000万円のうち、半分は県内へ、栃木県と群馬県へ1/4ずつ出荷している場合

↓

茨城県…50.0%、栃木県…25.0%、群馬県…25.0% と記入

(2) 消費地域とは、貴事業所が生産した指定品目の物流としての最終的な消費地域をいい、卸売業者・小売業者等の契約ベースでの出荷内訳ではありませんので、記入の際はご注意下さい。

例えば、

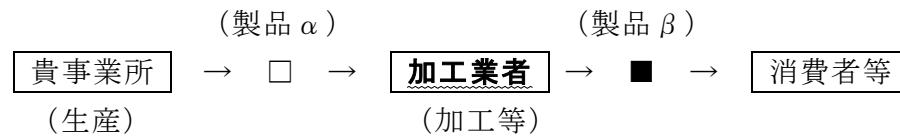
① 貴事業所の製品が「**最終製品**(それ以上加工されないもの)」の場合は

⇒同製品を購入して**実際に使用する企業や消費者の所在する地域**に記入

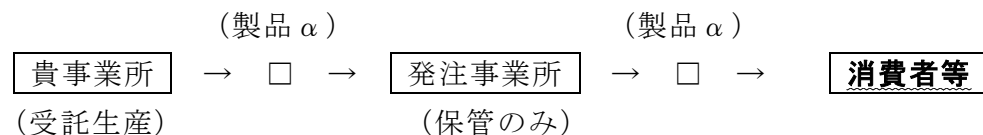
(製品α)

貴事業所 → □ → 消費者等

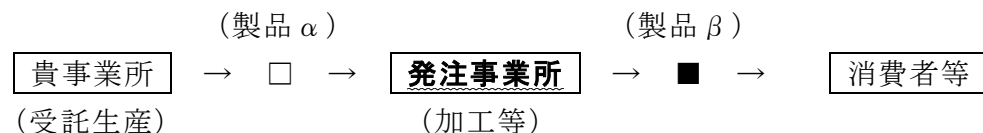
- ② 貴事業所の製品が「**部分品・中間製品**（次工程に組み込まれるもの）」の場合は  
⇒同製品を用いて、**次工程の生産活動を行う地域**に記入



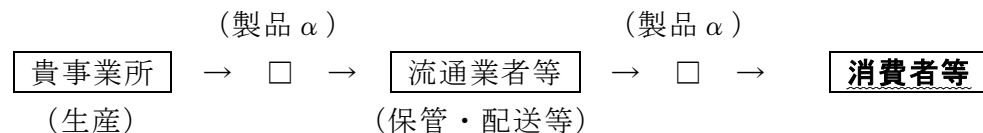
- ③ 貴事業所が**受託生産**を行っている場合で、発注事業所は加工等を行わず、**保管するのみ**で各地域の事業所へそのまま出荷しているような場合は  
⇒発注事業所へ照会し、出来る限り各地域への出荷割合を記入



- ④ 貴事業所が**受託生産**を行っている場合で、発注事業所がその製品に対し、**更に加工等を加える**のであれば  
⇒**発注事業所の所在する地域**に記入



- ⑤ 貴事業所の生産した製品を、**流通業者・流通センター等**に対して一括納入している場合は  
⇒流通業者・流通センター等へ照会し、出来る限り地域ごとの出荷状況を記入



- (3) 地域別の出荷割合を把握するのが困難な場合は、記入者の経験に基づき可能な限り消費先を推計して記入して下さい。
- (4) 東北や関東等地域別にはわかるが、都道府県別まではわからないという場合には、各地域別に小計欄の前にある「不明」欄に記入して下さい。  
また、一部の都道府県のみが不明の場合も、できるだけ都道府県別に記入し、残りを各地域別の「不明」欄に記入して下さい。
- (5) 備考欄は、「1. 製造品受払」「2. 消費地域別出荷内訳」共通です。  
どちらについても付記する事柄がある場合は記入して下さい。